

<岡山学>

1 '86年2月9日及び10日に作成し提出された「鈴木れい」の「A367空間」<トク  
 の>「生存権」の回復～獲得を求め公判への「独立当事者参加申立」の根拠  
 のおこなう主張～立証と、その根拠の現在～無限性を「本人の独立当事者  
 参加」への補助参加を申立た「岡山学」が証言を行う。

「鈴木れい」は、京都大学「A367」娯楽資料室に、同空間が私的、また本質的  
 に成り立つ根拠を欠く強制執行により「不法占拠」されるまで居住していた者で  
 あり—— 本人の居住の事実、<不法占拠>を行なった～してはる執行官を含む京都大  
 学教職員の証言により立証可能である——、その居住～生存権の回復～  
 獲得を求め、それまでのA367公判当事者～参加者とは独立した独自の位相で  
 訴訟参加しているものであり、その位相からの証言は、独立当事者参加を申立た「鈴木れい」  
 本人及びその位相への補助参加 によつて成し得ない。  
（注）上記証言も前記「胎児」と共に追求する。

2、A367公判 独立当事者参加人「鈴木れい」は、A367公判審理の過程において、  
 強制執行 不成立 の要件の一つである、竹中徳子（でぶかたかな？）氏の判決文 送達  
 の問題に関して、送達者が ~~清水~~ <sup>澤津千春</sup> 氏を竹中氏と誤認し、送達が完了し  
 した現場に存在し状を目撃した着差の1人であり、同時にA367<N>公判  
 <被告>人根本健司氏が同場を路上にて拾い、京都地方裁判所へ返送  
 する過程に同行している。

'86  
 .  
 3  
 .  
 24  
 日  
 の  
 胎  
 児  
 の  
 胎  
 児  
 （  
 5  
 月  
 出  
 生  
 ）  
 と  
 の  
 関  
 連  
 に  
 お  
 っ  
 て

証人「鈴木れい」は、本件被告の根本健司氏が京都大学<A367>英語資料  
室「<A367空間>」の関りの当初から不支なる<強制執行>までの期間  
を含め、3/24当日根本氏が「札幌」から「大阪高等裁判所」まで来た過程を耳近人  
同行し、証言を得る。  
3.20 東京高等裁判所の光景へて

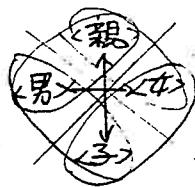
目録  
札幌に関しては、被告根本氏の過程および根本氏の「A367空間」の関りの過程  
を録り記録された証人「鈴木れい」の「(左)備録 - 「日誌帳」が京都大学に、  
2.9~10及び「札幌」から3/24大阪高等裁判所までの道<sup>程</sup>「記録」が、  
「E-1」と「紙形右機」の形態で大阪高裁にあるので、「文書」提出命令に  
対し、証人の証言が成得るよう<sub>必要</sub>がある。

A367 MN 公判証言事項 補遺編 87.7.10

<岡山学>

A) 「鈴木れい」の A367 公判独立当事者参加申立の根拠を、A367 MN 公判証言事項に基づき示す必要があり、

1. 3.24 A367 公判 1 の根本健司、鈴木との両氏の出述に当り、根本健司の〈胎児〉に相当する〈胎児〉の叙述〈とくに〉、〈岡山学〉の「鈴木れい伝説」が媒介となるが、2 の〈対〉幻想——〈男〉と〈女〉、〈親〉と〈子〉——を「れい」の独立当事者参加により、相対化された媒介が成立要件を欠いたため。



複合〈対〉幻想

2. 「鈴木れい」が自らの存在の根拠に関して、その他の主体と并等に表れ得る場面の創出のため
3. 「鈴木との」の付属物としてではなく、一個の主体として、鈴木れいが「根本健司との関係成立の根拠」の創出のため。